

京都市訓令甲第12号

庁 中 一 般  
区 役 所  
市 立 大 学  
事 業 所

京都市職員事務引継規程の一部を次のように改正する。

平成16年5月14日

京都市長 榎 本 頼 兼

第4条第1項中第19号を第20号とし、第4号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 広報監

第5条中「第11号」を「第12号」に改める。

附 則

この訓令は、平成16年5月15日から施行する。

(総務局総務部文書課)